

令和6年（2024年）

旭川市議会議案

第3回定例会

令和6年9月10日開会

令和6年 月 日閉会

令和5年度旭川市一般会計決算の認定について

令和5年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和5年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和5年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市一般会計補正予算について

令和6年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和6年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市印鑑条例及び旭川市国民健康保険条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市印鑑条例及び旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市印鑑条例及び旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(旭川市印鑑条例の一部改正)

第1条 旭川市印鑑条例（昭和59年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第4号中「被保険者証，組合員証，年金手帳」を「年金手帳」に改める。

(旭川市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第9項」を「第5項」に，「，若しくは」を「，又は」に，「場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「場合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い，旭川市印鑑条例及び旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市観光振興基金条例の制定について

旭川市観光振興基金条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市観光振興基金条例

(設置)

第1条 観光の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市観光振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

旭川市観光振興基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市スキー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市スキー場条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市スキー場条例（平成24年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分			単 位	金 額
スキーリフト	個人	小学生	1回（リフト）	200 ^円
			1回（ゴンドラリフト）	500
			回数券（リフト12回分）	1,700
			4時間	2,000
			1日	2,300
			20時間券	8,000
			追加5時間券	2,000
			1期間	28,000
		65歳以上の者	1回（リフト）	500
			1回（ゴンドラリフト）	1,400
			回数券（リフト12回分）	3,800
			4時間	4,100
			1日	4,500
			20時間券	18,000

			追加 5 時間券	4, 5 0 0
			1 期間	6 0, 0 0 0
		上記以外の者	1 回（リフト）	5 0 0
			1 回（ゴンドラリフト）	1, 4 0 0
			回数券（リフト 1 2 回分）	4, 3 0 0
			4 時間	4, 6 0 0
			1 日	5, 3 0 0
			2 0 時間券	2 0, 0 0 0
			追加 5 時間券	5, 0 0 0
			1 期間	6 8, 0 0 0

備考

- 1 スキーリフトの使用において、小学校入学前の者は、無料とする。
- 2 「1 回」とは、リフト又はゴンドラリフトの片道の使用をいう。
- 3 回数券は、3 回分でゴンドラリフトを 1 回使用することができる。
- 4 「4 時間」とは、第 4 条第 1 号に規定する使用時間（スキーリフトを使用することができる時間に限る。以下「使用時間」という。）のうち連続した 4 時間をいう。
- 5 「1 期間」とは、スキーリフトを使用した日からその日の属する年度の使用期間の末日までをいう。
- 6 2 0 時間券は、1 期間中に限り、使用時間内に、1 時間を単位として 2 0 回使用することができる。
- 7 追加 5 時間券は、1 期間中に限り、2 0 時間券に 1 時間を単位として 5 回を追加して使用することができる。
- 8 ゲレンデ及びセンターハウスの使用は、無料とする。

第 2 条 旭川市スキー場条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「

2 0 0 円
5 0 0
1, 7 0 0
2, 0 0 0

「

3 0 0 円
6 0 0
2, 1 0 0
2, 4 0 0

2, 3 0 0
8, 0 0 0
2, 0 0 0
2 8, 0 0 0
5 0 0
1, 4 0 0
3, 8 0 0
4, 1 0 0
4, 5 0 0
1 8, 0 0 0
4, 5 0 0
6 0, 0 0 0
5 0 0
1, 4 0 0
4, 3 0 0
4, 6 0 0
5, 3 0 0
2 0, 0 0 0
5, 0 0 0
6 8, 0 0 0

」を

2, 7 0 0
1 0, 0 0 0
2, 5 0 0
3 0, 0 0 0
7 0 0
1, 8 0 0
4, 9 0 0
5, 3 0 0
5, 9 0 0
2 2, 0 0 0
5, 5 0 0
6 4, 0 0 0
7 0 0
1, 8 0 0
5, 7 0 0
6, 1 0 0
7, 0 0 0
2 6, 0 0 0
6, 5 0 0
7 2, 0 0 0

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市スキー場条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 豊岡小学校屋体増改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 734,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・新谷・高共同企業体
株式会社廣野組
新谷建設株式会社
株式会社高組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 工 事 名 | 千代田小学校プール改築ほか工事 |
| 2 契 約 金 額 | 180,180,000円 |
| 3 契約の相手方 | 旭川市4条通5丁目左10号
株式会社盛永組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

変更契約の締結について

令和5年8月3日に契約金額の変更に係る専決処分をした（仮称）旭川市リサイクルセンター（A）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	741,751,585円
変更後の契約金額	765,121,913円

変更契約の締結について

令和6年1月16日に契約金額の変更に係る専決処分をした（仮称）旭川市リサイクルセンター（B）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	718,191,174円
変更後の契約金額	734,092,015円

変更契約の締結について

令和5年8月3日に契約金額の変更に係る専決処分をした（仮称）旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	597,969,630円
変更後の契約金額	670,927,303円



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （B）新築工 事	変更前 7 1 7, 1 9 3, 7 1 7 変更後 7 1 8, 1 9 1, 1 7 4	令和6年 1月16日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第47号契約の締結について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 機械設備工事	変更前 2 4 3, 0 4 6, 8 8 6 変更後 2 4 3, 4 0 3, 6 1 3	令和6年 1月16日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第48号契約の締結について （令和5年3月24日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （A）新築工 事	変更前 7 2 8 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 7 4 1 , 7 5 1 , 5 8 5	令和5年 8月3日	議案第46号契約の締結 について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （B）新築工 事	変更前 7 0 6 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 7 1 7 , 1 9 3 , 7 1 7	令和5年 8月3日	議案第47号契約の締結 について （令和5年3月24日）
3	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 機械設備工事	変更前 2 3 8 , 3 1 5 , 0 0 0 変更後 2 4 3 , 0 4 6 , 8 8 6	令和5年 8月3日	議案第48号契約の締結 について （令和5年3月24日）
4	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 電気設備工事	変更前 2 0 0 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 2 0 2 , 8 7 7 , 7 5 9	令和5年 8月3日	議案第49号契約の締結 について （令和5年3月24日）
5	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 資源物中間処 理設備工事	変更前 5 9 7 , 3 0 0 , 0 0 0 変更後 5 9 7 , 9 6 9 , 6 3 0	令和5年 8月3日	議案第50号契約の締結 について （令和5年3月24日）

6	総合庁舎建替 (A) 新築工 事	変更前 6, 0 4 2, 9 4 3, 7 8 7 変更後 6, 0 4 2, 8 5 0, 6 6 8	令和5年 8月8日	議案第47号変更契約の 締結について (令和5年6月30日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和5年5月23日) 議案第37号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和3年2月25日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
---	------------------------	--	--------------	--



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター (A) 新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 728,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・高・谷協共同企業体
荒井建設株式会社
株 式 会 社 高 組
株 式 会 社 谷 脇 組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター (B) 新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 706,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・畠山・菅原共同企業体
株式会社廣野組
畠山建設株式会社
株式会社菅原組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 597,300,000円 |
| 3 契約の相手方 | 道北機械・檜山共同企業体
道北機械株式会社
株式会社檜山鐵工所 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |

変更契約の締結について

令和5年6月30日に契約の締結の議決を経た永山西小学校（A）増改築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	1, 218, 250, 000円
変更後の契約金額	1, 259, 507, 296円

変更契約の締結について

令和5年6月30日に契約の締結の議決を経た永山西小学校（B）増改築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	942,700,000円
変更後の契約金額	978,613,417円



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 永山西小学校（A）増改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 2 1 8, 2 5 0, 0 0 0円 |
| 3 契約の相手方 | 盛永・新谷・田中・東成共同企業体
株 式 会 社 盛 永 組
新 谷 建 設 株 式 会 社
株式会社田中組旭川支店
東 成 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 永山西小学校（B）増改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 942,700,000円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・タカハタ・吉宮・岸田共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
タカハタ建設株式会社
吉宮建設株式会社
株式会社岸田組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

第4条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

(単位 %)

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
— (1 1 . 2 5)	— (1 6 . 2 5)	8 . 9 (2 5 . 0)	8 2 . 8 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 2 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 3 () 内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	－
下 水 道 事 業 会 計	－
病 院 事 業 会 計	－

備考 「資金不足比率」欄の「－」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

専決処分 の 報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	19,800	令和6年7月4日	令和6年5月23日 旭川市工業団地5条3丁目	市 30 相手方70
2	334,752	令和6年8月2日	令和5年9月20日 旭川市東6条1丁目	市 100
3	227,700	令和6年8月2日	令和6年5月12日 旭川市春光1条7丁目	市 100
4	12,870	令和6年8月20日	令和6年6月21日 旭川市宮下通14丁目	市 50 相手方50
5	97,455	令和6年8月20日	令和6年7月28日 旭川市東鷹栖4線16号	市 30 相手方70

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
649,220円	令和6年7月4日	令和6年5月20日 旭川市大町2条13丁目	市 100%

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事	変更前 243,403,613 変更後 256,222,261	令和6年 8月2日	報告第3号専決処分の報告について （令和6年2月26日） 報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第48号契約の締結について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事	変更前 202,877,759 変更後 214,079,615	令和6年 8月2日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第49号契約の締結について （令和5年3月24日）
3	明星中学校耐震改修工事	変更前 224,554,614 変更後 226,215,861	令和6年 8月2日	報告第1号専決処分の報告について （令和5年12月13日） 議案第46号契約の締結について （令和5年6月16日）
4	永山西小学校増改築衛生設備工事	変更前 176,770,000 変更後 181,386,018	令和6年 8月2日	議案第45号契約の締結について （令和5年6月30日）

5	日章小学校耐震改修工事	変更前 3 5 5, 3 0 0, 0 0 0 変更後 3 6 4, 1 6 3, 6 6 5	令和6年 8月2日	議案第17号契約の締結について (令和5年9月15日)
---	-------------	--	--------------	--------------------------------



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （B）新築工 事	変更前 7 1 7, 1 9 3, 7 1 7 変更後 7 1 8, 1 9 1, 1 7 4	令和6年 1月16日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第47号契約の締結について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 機械設備工事	変更前 2 4 3, 0 4 6, 8 8 6 変更後 2 4 3, 4 0 3, 6 1 3	令和6年 1月16日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第48号契約の締結について （令和5年3月24日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （A）新築工 事	変更前 7 2 8 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 7 4 1 , 7 5 1 , 5 8 5	令和5年 8月3日	議案第46号契約の締結 について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （B）新築工 事	変更前 7 0 6 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 7 1 7 , 1 9 3 , 7 1 7	令和5年 8月3日	議案第47号契約の締結 について （令和5年3月24日）
3	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 機械設備工事	変更前 2 3 8 , 3 1 5 , 0 0 0 変更後 2 4 3 , 0 4 6 , 8 8 6	令和5年 8月3日	議案第48号契約の締結 について （令和5年3月24日）
4	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 電気設備工事	変更前 2 0 0 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 2 0 2 , 8 7 7 , 7 5 9	令和5年 8月3日	議案第49号契約の締結 について （令和5年3月24日）
5	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 資源物中間処 理設備工事	変更前 5 9 7 , 3 0 0 , 0 0 0 変更後 5 9 7 , 9 6 9 , 6 3 0	令和5年 8月3日	議案第50号契約の締結 について （令和5年3月24日）

6	総合庁舎建替 (A) 新築工 事	変更前 6, 0 4 2, 9 4 3, 7 8 7 変更後 6, 0 4 2, 8 5 0, 6 6 8	令和5年 8月8日	議案第47号変更契約の 締結について (令和5年6月30日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和5年5月23日) 議案第37号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和3年2月25日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
---	------------------------	--	--------------	--



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 238,315,000円 |
| 3 契約の相手方 | 弘友・鹿取永井・丸信共同企業体
弘友設備工業株式会社
鹿取永井工業株式会社
丸信衛生工業株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 200,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東邦・藤川・石森共同企業体
東 邦 電 設 株 式 会 社
藤川電設工業株式会社
石森電気工事株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

旭川市長 今 津 寛 介

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
明星中学校耐震改修 工事	変更前 2 2 3, 9 1 6, 0 0 0 変更後 2 2 4, 5 5 4, 6 1 4	令和5年 10月20日	議案第46号契約の締結 について （令和5年6月16日）



5・2定

議案第 46 号

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 明星中学校耐震改修工事 |
| 2 契 約 金 額 | 223,916,000円 |
| 3 契約の相手方 | 畠山・石田共同企業体
畠 山 建 設 株 式 会 社
株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 永山西小学校増改築衛生設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 176,770,000円 |
| 3 契約の相手方 | 木本・大協・道北機械共同企業体
株式会社木本動力工業所
株 式 会 社 大 協
道 北 機 械 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 日章小学校耐震改修工事 |
| 2 契 約 金 額 | 355,300,000円 |
| 3 契約の相手方 | 新谷・岸田共同企業体
新谷建設株式会社
株式会社岸田組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |